

入札説明書

令和6年札幌市告示第3855号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和6年9月19日

2 契約担当部局

〒003-0026 札幌市白石区本通14丁目南5-32

札幌市白石区土木部維持管理課事務係 電話 011-864-8125

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 冬みち地域連携事業補助業務
- (2) 調達案件の仕様等 特記仕様書による
- (3) 履行期間 契約書に示す着手の日から令和7年2月21日まで
- (4) 履行場所 札幌市白石区
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定に該当しないこと。
- (2) 令和5～6年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究、調査企画サービス」、所在地区分「市内」に登録されている者であること。
- (3) 役務の内容と類似（ワークショップや住民説明会などの企画運営）の実績について、元請けとして履行実績を有する者であること。履行実績については、札幌市発注業務のほか、国や他の自治体の発注業務であること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約状況を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和6年10月9日（水）17時15分（送付の場合は必着のこと。）

(3) 開札の日時及び場所

令和6年10月10日（木）10時

札幌市白石区土木センター 会議室（札幌市白石区本通14丁目南5-32）

(4) 入札書の提出方法

入札書は別紙様式にて作成し、上記2の場所に持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては、以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年10月10日10時開札〔冬みち地域連携事業補助業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年10月10日10時開札〔冬みち地域連携事業補助業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに委任状（別紙様式）を提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人は、本調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

質問は別紙様式により作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和6年9月30日（月）14時までの間で提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問を受理した日の翌日以降、上記2の場所で閲覧に供するとともに白石区ホームページに掲載する。したがって、質問を提出する前に、必ず上記ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することが

できない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があつた日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（下記7 入札参加資格の審査に係る書類の提出参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無

効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記 5 (8) オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（下記 7 入札参加資格の審査に係る書類の提出参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、所定の方法により質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、申出書（別紙様式）を提出することとする。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項 添付様式契約書（案）のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を含める条項に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参または送付することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

7 入札参加資格の審査に係る書類の提出

上記6(4)ウ、(5)アによる入札参加資格の審査に係る書類については、下記のとおり作成すること。

(1) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

添付様式により作成すること。

(2) 添付書類

以下の書類（任意様式）を添付書類として提出すること。

ア 事業協同組合等にあつては、組合員名簿

イ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し

(3) その他

ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出期限以降における書類の書換え、引換え又は撤回は認めない。

8 添付様式

(1) 入札書

(2) 委任状

(3) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

(4) 特記仕様書の内容等に対する質問票

(5) 契約書（案）

(6) 札幌市競争入札参加者心得

(7) 一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

入 札 書

入 札 金 額	金 円
調 達 件 名	冬みち地域連携事業補助業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

入 札 者	住 所 商号又は名称 職 ・ 氏 名	印
-------	--------------------------	---

入札代理人	氏 名	印
-------	-----	---

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

委 任 状

年 月 日

(あて先)
札幌市長

	住	所	
委任者	商号又は名称		
	職 ・ 氏 名		印

調達件名 冬みち地域連携事業補助業務

私は、下記の者を代理人として定め、上記入札に関する一切の権限を委任します。

記

受任者	氏	名	印
-----	---	---	---

備考1 見積の場合は、「入札」とあるのを「見積」と読み替える。

2 代理人（受任者）の印は、入札（見積）書に使用する印と同一の印を押印すること。

3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)

札幌市長

住 所

申出人 商号又は名称

職 ・ 氏 名

印

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

仕様書の内容等に対する質問票

年 月 日

白石区土木部維持管理課 あて

会社名

電話番号

FAX番号

担当者氏名

入札予定日	令和6年10月10日(木)
調達件名	冬みち地域連携事業補助業務
質問内容	

※回答はホームページに掲載いたします。

※提出期限 令和6年9月30日(月)午後2時

《質問票提出先》

札幌市白石区本通14丁目南5-32

白石区土木部維持管理課

Tel 011-864-8125

FAX 011-864-4530

メールアドレス

rh-shiro.doboku@city.sapporo.jp

印 紙
貼 付

契 約 書

役務の名称 冬みち地域連携事業補助業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- 1 契 約 金 額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 2 履 行 期 間 契約締結日から
令和 7 年 2 月 2 1 日まで
- 3 契 約 保 証 金 免除する。
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を
保有する。

令和 6 年 月 日

委託者 札 幌 市
代 表 者 市 長 秋 元 克 広

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

（監督等）

- 第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされ

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

た場合には、その補正等の措置をしなければならない。

（委託者に対する損害賠償）

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

（第三者に対する損害賠償）

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（検査等）

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用部分済みを除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を

役務―第6号様式 役務契約約款（令和5年4月1日施行）

負担しなければならない。

- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

- 第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

- 第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

- 第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

札幌市競争入札参加者心得

平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁

平成 20 年 3 月 31 日一部改正

平成 20 年 7 月 1 日一部改正

平成 21 年 9 月 17 日一部改正

平成 26 年 2 月 14 日一部改正

平成 29 年 2 月 2 日一部改正

平成 29 年 3 月 15 日一部改正

平成 29 年 11 月 20 日一部改正

平成 30 年 4 月 5 日一部改正

令和元年 9 月 30 日一部改正

本市が行う一般競争入札及び指名競争入札に参加する場合は、この心得を遵守してください。また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号。以下「契約規則」という。）等も遵守してください。

1 入札の日時等

入札の日時及び場所その他必要な事項は、入札の告示又は指名通知書（以下「告示等」という。）で明らかにしますので、必ず確認してください。

1 の 2 入札保証金等

告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、入札参加者は、期限までに次のとおり、税込みの入札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額。）の 100 分の 3 以上の入札保証金を納付し、又は入札保証金に代わる担保を提供してください。ただし、工事における入札保証の取扱 試行要領（平成 20 年 7 月 1 日財政局理事決裁）第 3 条の規定により入札保証金が免除された場合は、それに係る証券又は証書を期限までに提出してください。

- (1) 入札保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、入札保証金提出書とともに提出してください。
- (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（市長が確実と認める担保に限る。）であるときは、歳入歳出外有価証券納付書とともに提出してください。
- (3) 入札保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 入札保証金の免除が損害保険会社の入札保証保険契約の締結によるときは、その保険証券を提出してください。
- (5) 入札保証金の免除が金融機関又は保証事業会社の契約保証の予約の締結によるときは、その契約保証の予約の証書を提出してください。

2 入札の方法

- (1) 入札参加者は、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等をよく確認し、適

正な積算を行い、その金額に基づいて入札を行ってください。

- (2) 入札参加者は、入札書（契約規則別記様式）に必要な事項を記入し、記名、押印（あらかじめ届けた使用印鑑に限る。）してください。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項の秘密を保持できる状態で、入札箱に投函してください。なお、送付による入札を認める場合は、その方法及び条件等は入札説明書で明示します。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。この委任状には、委任者及び代理人の押印が必要です。また、代理人の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印してください。
- (5) 入札書及び代理人が入札する場合の委任状の押印について、インク浸透印等（経年劣化により印影の確認が困難となるもの等。以下同じ。）は、使用しないでください。

3 入札辞退

入札を希望しない場合には、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができます。また、告示等で指定された入札時刻に遅れた場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、入札を辞退する場合には、次の手続きをしてください。

ただし、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

- (1) 入札執行前（入札時刻に遅れた場合を含む。）は、入札辞退届を提出してください。
- (2) 入札執行中は、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出、投函してください。

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければなりません。
- (2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

5 入札の延期等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を延期し、中止し又は取り消すことがあります。

6 入札書の書換え等の禁止

いったん提出、投函した入札書は、書換え、引換え及び撤回することはできません。

7 開札

- (1) 開札への立ち会いは、入札参加者又は代理人（以下「入札者等」という。）以外は認められません。
- (2) 入札者等が立ち会わない場合には、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

8 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- (1) 告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、期限までに、入札保証金の納付がないもの若しくは領収済の納付書の提出がないもの又は上記 1 の 2(2)から(5)までに掲げる入札保証に係る書類の提出がないままなされた入札
- (2) 登録に基づく入札参加資格がない者がした入札、又は委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書に入札者等の記名押印がなされていない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 同一入札において、入札者等が 2 通以上の入札をしたときはその全部の入札
- (6) 同一入札において、入札参加者及び代理人がそれぞれ入札をしたときはその双方の入札
- (7) 同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (8) 入札書記載事項（入札金額、名称、年月日及び入札者等）の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札
- (9) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (10) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正が容易な筆記具により入札書の記載がなされた入札
- (11) インク浸透印等により押印がなされた入札
- (12) その他市長が定める入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

- (1) 入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札をした者を落札者とします（収入の原因となる入札を除く。）。ただし、下記 10 の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とすることがあります。
- (2) 消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（以下「申出書」という。）を提出してください。（申出書の提出がない場合は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるとみなします。）ただし、告示等において申出書の提出時期等を明示している場合は、明示された提出時期等に従ってください。

10 最低価格の入札参加者以外の者を落札者とすることがある場合

- (1) 最低制限価格を設定している入札の場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。
- (2) 最低制限価格を設定せず、低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）を設定している入札において、その基準価格を下回る入札があった場合には、落札を保留とします。この場合、当該入札を行った者に対して本市が調査を行い、当該調査の結果によっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。

11 再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、送付による入札をした者がある場合等、直ちに再度入札を行うことができないときは、本市が指定する日時に再度入札を行います。
- (2) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は再度入札には参加できません。ただし、札幌市工事等最低制限価格運用要領（平成 14 年 12 月 24 日財政局理事決裁）第 3 条第 1 項に定める対象工事及び委託業務は除きます。
- (3) 再度入札の回数は、原則として 2 回までとします。

12 くじによる落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上いる場合は、直ちに当該入札者等にくじを引かせて、落札者を決定します。
- (2) 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者等に代わり入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせます。

13 契約書等の提出

- (1) 落札者は、本市が交付する契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (2) 議会の議決に付すべき契約の場合は、落札者は、本市が交付する仮契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。
- (3) 落札者が正当な理由なく、本市が指定する期限までに契約書、又は仮契約書を提出しない場合には、落札を取り消します。その場合、当該落札者は、参加停止措置等により、一定期間入札に参加できなくなることがあります。

14 契約保証金等

落札者は、落札決定後（議会の議決に付すべき契約の場合は、議会での議決後）、契約書の案を提出するときまでに次のとおり、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提供してください。ただし、契約規則第 25 条の規定により契約保証金が免除された場合は、この限りではありません。

- (1) 契約保証金を納付する場合は、あらかじめ現金を納付書により指定金融機関等に納付し、領収書の交付を受け、契約保証金提出書とともに提出してください。
- (2) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券（市長が確実と認める担保に限る。）であるときは、有価証券納付書とともに提出してください。
- (3) 契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が前払保証事業会社又は銀行等の保証であるときは、その保証書を提出してください。
- (4) 契約保証金の免除が履行保証保険契約の締結によるときは、その保険証書を提出してください。
- (5) 契約保証金の免除が工事履行保証契約（履行ボンド）の締結によるときは、その保証証券を提出してください。

15 調査協力義務

入札参加者は、本市（本市の委嘱を受けた第三者機関を含む。）が入札の内容について調査を行うときは、その調査に対して誠実に協力しなければなりません。

16 異議の申立て

入札者等は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

17 準用

この入札心得は、随意契約について準用します。

附 則

この心得は、平成 15 年 10 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成 20 年 4 月 1 日以降に執行される入札から適用する。
- 2 電子入札システムを使用して行う入札における取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この心得は、平成 20 年 7 月 22 日以降に執行される入札から適用する。
- 2 告示等において、入札保証金を納付することを求める旨を明示した入札の場合、入札保証金等の取扱いについては、この心得の他、別に定めるところによるものとする。

附 則

この心得は、平成 21 年 9 月 30 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 26 年 2 月 19 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 2 月 2 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 4 月 1 日以降に告示、指名通知その他契約に係る申し込みの誘引が行われた入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 29 年 12 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、平成 30 年 4 月 5 日以降に執行される入札から適用する。

附 則

この心得は、令和元年 10 月 1 日以降に執行される入札から適用する。

一般競争入札参加資格に関する書類の提出について

令和 年 月 日

札幌市長 秋元克広様

住所

商号又は名称

印

債権者コード

令和6年9月19日付けで入札告示のありました、冬みち地域連携事業補助業務に係る入札参加資格について、下記の書類を提出します。

また、下記1の要件をすべて満たしていること、並びに下記2の書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究、調査企画サービス」、所在地区分「市内」として登録されている者であること。
- (6) 役務の内容と類似（ワークショップや住民説明会などの企画運営）の実績について、元受けとしての履行実績を有するものであること。履行実績については札幌市発注業務のほか、その他の官公庁の発注業務であること。

2 添付書類

- ☐ 履行実績について、役務の内容と類似の履行実績を確認できる契約書、仕様書等の写し。
- ☐ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿
- ☐ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し
- ☐ その他（ ）

注1 添付した書類については、書類名の左の□にチェックすること。

注2 その他の書類を添付した場合は、() 内に当該書類の名称を記載すること。